

嬉野市営キャンプ場
指定管理候補者選定協議報告書

令和6年10月1日

嬉野市建設部（農林整備課）
指定管理者選定委員会

1. 経緯

嬉野市営キャンプ場（広川原キャンプ場）について、指定管理者を募集し、嬉野市建設部指定管理者選定委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを行った。

このことについて、審査が終了し指定管理候補者を選定したので、ここに審査結果を報告する。

2. 選定委員会 選定委員（順不同）

委員長	中原 敏文	嬉野市商工会 事務局長
委員	池田 健一	税理士
〃	太田 和章	キャンプディレクター
〃	井上 章	産業振興部長
〃	小野原 博	総合戦略推進部長

3. 募集及び選定の経過

- 令和6年7月30日 第1回指定管理者選定委員会
・指定管理者選定委員の任命
・指定管理者募集要項及び仕様書について協議
- 令和6年8月5日 公募開始
・嬉野市ホームページにて要項及び仕様書、その他様式を公開し一般公募を開始した。
- 令和6年8月19日 現地説明会を開催
・2社が参加し、現地の施設を案内した。
- 令和6年9月6日 質問書への回答公表期限
・令和6年8月30日まで質問書を受付、3社より8項目について質問書の提出があり、随時回答した。
- 令和6年9月13日 申請書提出期限
・2社から申請書の提出があった
- 令和6年9月17日 1次審査
・事務局による資格要件及び形式審査
- 令和6年10月1日 2次審査（第2回指定管理者選定委員会）
・申請した2社ともが参加するプロポーザルを実施
・プレゼンテーション（25分）及びヒアリング（30分）

4. 審査について

1) 審査にあたっての考え方

選定委員会では「嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例」「嬉野市道の駅等指定管理者募集要項」を基に、あらかじめ定めた評価項目及び配点に従って、応募団体から提出された申請書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）により厳正な審査を行った。

なお、嬉野市指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、施設の適正な管理と一定の水準を確保するため、配点合計の60%を最低基準点として設定し、2社共が最低基準点に達しない場合は指定管理者候補を選定しないこととした。

また、募集要項にて任意提出としていたテントサイトの整備計画図のについては、嬉野温泉アウトドア共同企業体のみ提出があったため、6点×5人＝30点を加点することとした。

2) 応募資格等

応募のあった団体について、募集要項に定める「応募者の資格」及び「欠格事項」への該当の有無等については、事務局より問題がないことの説明を受け確認した。

応募資格（要項より抜粋）

応募者は、法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる各号の条件を全て満たし、かつ指定管理期間中、安全かつ円滑に当該施設の管理運営を行うことのできる者とする。

ア 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない）

イ 市県民税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと

ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続きを行っていないこと。

また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等でないこと

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定により本市における入札参加を制限されていないこと、かつ嬉野市から指名停止措置を受けていないこと

カ 選定委員が応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していないこと

キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体等でないこと。

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、受けたことがある場合は、必要な措置の実施について労働基準監督署へ報告済みであること

ケ 当該施設の管理運営の開始までに事業に必要な許可等を受けることができること（旅館業法第3条の許可、防火管理者の設置など）

3) 選定評価項目、配点

以下のとおり

審査項目		配点	
運営体制	経営基盤	申請者の財務状況は健全で、施設の管理運営を行う能力があるか	10
	職員、人員配置	職員の配置計画及び責任体制は適切か	10
		職員の教育、研修体制は適切か	10
		市内の雇用を優先に考えているか	10
	安全対策、危機管理	防犯、防災、その他緊急時の対応は適切か	10
		個人情報保護、情報管理体制は適切か	10
運営方針	基本的方針	管理運営方針は明確であり、施設の設置目的に沿う内容になっているか。	20
		地域と連携して施設の魅力を高める具体的方策があるか	10
	事業計画の実現可能性	収入、支出の積算と事業計画に整合性はあるか	20
	経費削減	施設の活性化を通じた指定管理料の縮減を計画しているか	10
		上、指定管理料の縮減計画は効果的であるか	20
	サービス向上への取り組み	施設の活性化を期待できる具体的方策があるか	20
		利用者の要望等を反映する具体的方策があるか	20
		施設や設備の機能維持、清掃等の日常管理方法は適切か	10
加点	【任意提出】 キャンプサイト整備計画 (案)	キャンプ場の敷地を効果的に利用できる計画になっているか	10
合 計		200	

4) 申請者

【申請者 1】

名 称：嬉野温泉アウトドア共同企業体
代 表 団 体：一般社団法人 嬉野温泉観光協会
構 成 団 体：株式会社 アウトドアプロジェクト

【申請者 2】

名 称：株式会社 Founding Base

6) 審査結果

嬉野市指定管理者選定委員会において厳正な審査を行った採点結果は下記のとおりとなり、嬉野市指定管理者選定委員会規則第 3 条第 2 項に基づき候補者及び次点を次のとおりとした。

候補者：嬉野温泉アウトドア共同企業体

合計得点 733 / 1000

次 点：株式会社 Founding Base

合計得点 632 / 1000

5. 総評

2社とも最低基準点をクリアした。その中でも、委員全員が嬉野温泉アウトドア共同企業体を高く評価した。

候補者となった嬉野温泉アウトドア共同企業体は地域の観光業とのつながりを活かした連携事業の展開が期待でき、これはキャンプ場の設置目的に合致するところである。また、独自のプランとして魅力的かつ具体的、また既に実施の経験がある実現性の高いプランの提案もあり、これらの実施による収入の向上、安定的な運営も期待できる。また、共同企業体での運営になるため、事業撤退の不安も少ないと考えられる。